

議案第48号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年6月13日

三朝町長 吉田秀光

平成15年6月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者であって、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受け</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者であって、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受け</p>

ている者、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 25 条による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）第 2 条第 1 項の規定により助成を受ける者を除く。

(1)～(2) 略

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者

(4)～(5) 略

2 及び 3 略

(助成)

第 3 条 町長は、医療費受給者が療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち社会保険各法その他の法令により、被保険者等が負担することとなる医療費（社会保険各法に規定する附加給付金があるときは当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、所得が低額であることその他の事情を斟酌して規則で定める者以外の者が病院、医院若しくは診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあっては、入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。）の 2 分の 1 の額を助成する。

2 略

(助成方法)

第 4 条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院等の発行する被保険者等の支払った医療費の領収書に基づいて、被保険者等に支払うことによって行う。

ている者、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 25 条による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）第 2 条第 1 項の規定により助成を受ける者を除く。

(1)～(2) 略

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者（ただし、三朝町特別医療費助成条例別表第 3 号に規定する者で、病院又は診療所に入院している場合の入院時の食事療養に係る費用は助成の対象とする。）

(4)～(5) 略

2 及び 3 略

(助成)

第 3 条 町長は、医療費受給者が療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち社会保険各法その他の法令により、被保険者等が負担することとなる医療費（社会保険各法に規定する附加給付金があるときは当該給付金の額に相当する額を控除した額）の 2 分の 1 の額を助成する。

2 略

(助成方法)

第 4 条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院、医院若しくは診療所等の発行する被保険者等の支払った医療費の領収書に基づいて、被保険者等に支払うことによって行う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。